

医政発 0329 第 10 号  
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

専門医認定支援事業実施要綱の一部改正について

標記については、「専門医認定支援事業の実施について」（平成 26 年 6 月 20 日付け医政発 0620 第 6 号）の別添により通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。